

はしがき

思えば早いものでギリシャから来日してから14年が経とうとしている。

2006年3月に文部科学省の国費留学生として来日し、早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程の科目等履修生として1年学んだ後、博士後期課程の大学院生として研究に励んだ。その間、早稲田大学法学学術院助手も務め、大学の業務や運営などについても学ぶことができた。この時期の経験は、私の研究活動の基盤となった。

日本への留学を実現できたのは、数多くの方々のご厚意による。アテネ大学法学部時代は、コスタス・ベイス (Kostas Beys) 先生に民事訴訟法の講義や学外で開催されていたゼミでご指導いただいた。日本への留学を決断した際、ベイス先生に、当時既に早稲田大学名誉教授となられていた中村英郎先生をご紹介いただいた。そして、中村先生には、まだお目にかかったことがなかったにもかかわらず、ギリシャの自宅まで直接お電話をいただき、研究計画等についてご教示を賜り、さらに近江幸治先生をご紹介いただいた。近江先生は早稲田大学での指導教授として私を受け入れてくださった。こうした出会いと幸運に恵まれて、私は、日本での大変充実した研究生活を始めることができたのである。

中村先生には、来日後も数多くのご高配をいただいた。中村先生は、亡くなる直前まで活発に研究活動を継続されていた。そのお姿は、今も私の心に深く刻まれている。そして、当時裁判官をされながら早稲田大学法学部でゼミを担当されていた西口元先生をご紹介くださったのも、中村先生である。西口先生には、日本や諸外国の民事訴訟実務について様々なご教示をいただいている。また、当時東京で弁護士をされていた奈良輝久先生をご紹介いただき、日本における実務についてより直接的に学ぶ機会を得ることができた。西口先生には、現在も、早稲田大学で開催されている現代法研究会でご教授いただいている。

早稲田大学では、多くの先生方に温かく見守られながら研究を進めることが

できた。指導教授の近江先生には、公私共に大変お世話になった。近江先生には、日本やドイツなどにおける民法をはじめとする私法についてはもちろんのこと、研究をすることの楽しさを学んだ。先生のご指導がなければ、日本でこのように研究生活を続けることができなかったであろう。また、同じく早稲田大学で教えを受けた鎌野邦樹先生には、現在も継続している区分所有法の研究への扉を開いていただいた。

大学教員としての第一歩を踏み出した京都学園大学、およびその後異動した立正大学と関西大学、また、日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会、京都弁護士会および大阪弁護士会などの、数えきれないほど多くの先生方にお世話になってきている。すべての先生方のお名前をここに挙げることはできないが、この場をお借りして心よりお礼申し上げます。中でも、本書のテーマとの関係では、京都や東京で開催されているヨーロッパ消費者法研究会（代表：鹿野菜穂子先生、中田邦博先生）では、EU法の動向やその理論的整理等について検討し、EU消費者法およびEU私法の第一人者でおられる国内外の先生方と交流する貴重な機会をいただいている。本書は、同研究会で得た示唆に刺激され、これを原動力として完成をみたものである。

私がこのように研究を進めることができているのは、京都大学の同僚の先生方のご高配のおかげである。京都大学では、非常に恵まれた環境で教育および研究を遂行することができており、心より感謝している。本書の出版については、2019年度京都大学総長裁量経費として採択された法学研究科若手研究者出版助成事業による補助を受けている。この補助がなければ、本書が日の目を見ることはなかった。重ねてお礼申し上げます。

また、本書は、2018年度からの文部科学省科学研究費（若手研究「不公正な取引方法の規制と私法理論」18K12693）による助成に基づく研究成果の一部であることを記しておく。

最後に、本書の公刊にあたっては、法律文化社編集部の小西英央氏に大変お世話になった。ここに記して感謝の意を表する。

2020年2月吉日

カライスコス アントニオス